

令和7年度 清須市立清洲東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、全ての児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。いじめを許さない学校づくりを目指していく。

児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓「賢く 明るく たくましく」の精神のもと、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

「いじめ・不登校対策委員会」は、全教職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察官経験者等を加える。

(1) 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

ア 学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会議で、「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。

イ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 教職員一人一人がいじめの情報を「いじめ・不登校対策委員会」に報告共有する義務があることを周知徹底する。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア ホームページ等を通して、いじめ防止の計画や取組、学校評価アンケートの結果等を発信する。

(4) いじめ事案への対応

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 「加害者・被害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにする。
- カ 子どもたちが活躍できる魅力的な授業を行う。
- キ 教員自身が定期的に自身の言動や子どもへの接し方を振り返り、教員の役割を自覚する。
- ク きまりやルール、基準を示し、落ち着いた生活環境をつくる。
- ケ 日頃から、児童について気付いたことを保護者に連絡し、連携を図ることで、積極的に相互協力できる関係を築く。
- コ 年度始めに、PTAや学校運営協議会に「いじめ防止基本方針」を周知し、児童について情報共有できる関係を築く。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する対応

- ア いじめの発見・通報を受けた場合、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察官経験者等の専門家や、必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネットいじめへの対応には、必要に応じて警察署や法務局等とも連携する。
- キ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害児童及び加害児童の様子を日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して個人情報に留意し、適切な情報を提供する。
- (4) 被害児童に対しては、安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。加害児童に対しても、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。
- (5) 必要に応じて、スクールカウンセラーによる被害・加害児童以外の児童の精神的ケアを行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、より実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを行い、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 児童理解やいじめ対応に関する研修を実施し、教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページ等に掲載し、保護者や地域に周知する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。